



海南市地域計画の変更（案）の公告について

海南市地域計画を変更するので農業経営基盤強化促進法第 19 条第 7 項の規定により地域計画の変更（案）を公告し、下記のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 25 日

海南市長 神 出 政 巳



記

1 縦覧期間

自 令和 8 年 8 月 25 日

至 令和 8 年 9 月 7 日

（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

2 縦覧場所及び縦覧時間

海南市役所産業振興課（海南市南赤坂 11 番地）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 意見の申し立て

利害関係人で意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

4 提出方法

海南市役所産業振興課に任意様式で郵送又は持参による提出とし、電話、FAX による提出は受け付けません。

海南市地域計画の変更（案）

○地域計画対象農地から下記の農地を除外し、目標地図の該当箇所を無色表記とする。

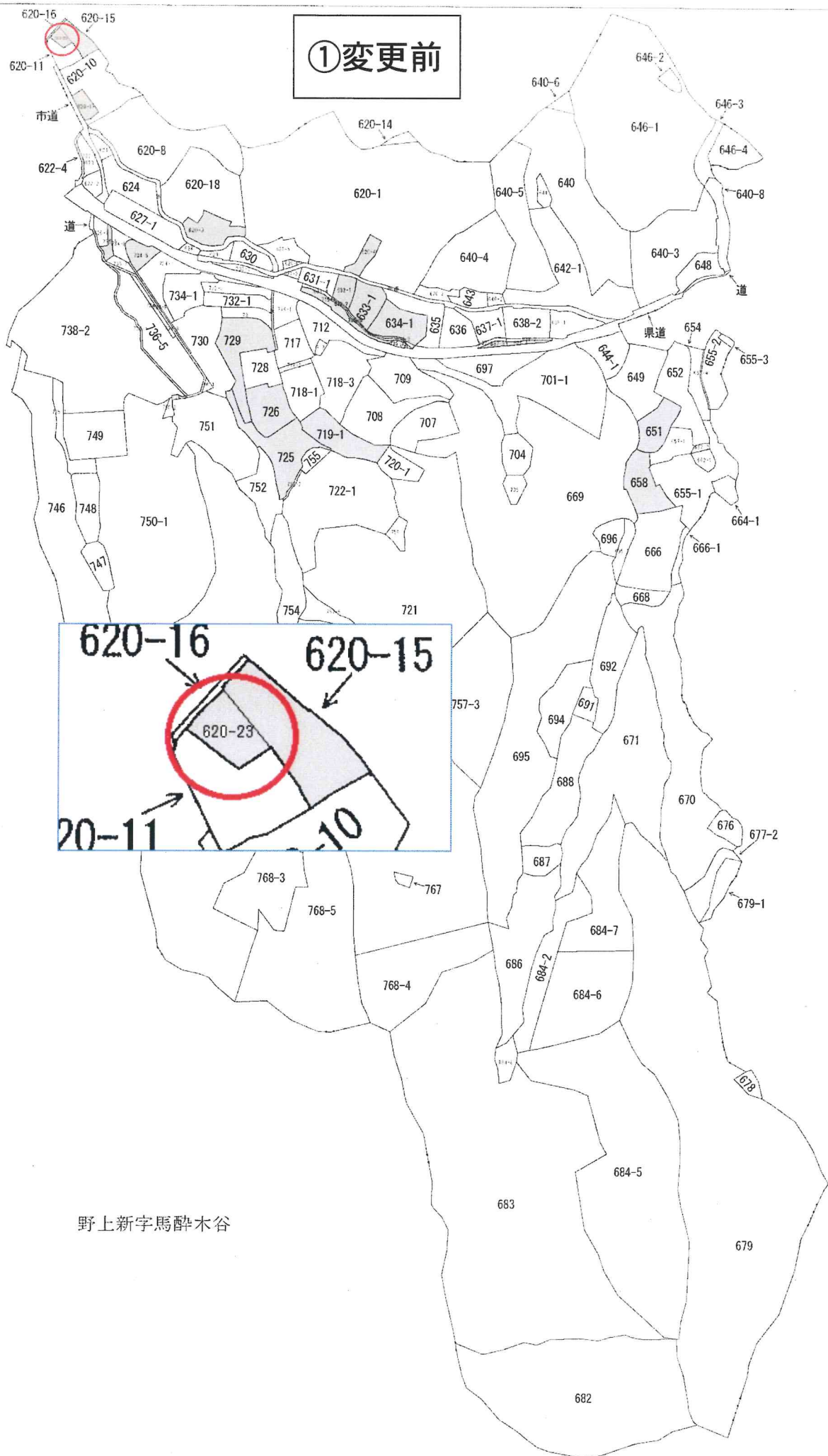
- | | | | |
|-----------------|-----------|------|--------------------------|
| ①所在：海南市野上新字馬酔木谷 | 6 2 0－2 3 | 地目：畑 | 面積：1 3 8 m ² |
| ②所在：海南市下津町上 | 9 7 7－5 | 地目：畑 | 面積：3 0 9 m ² |
| 同 所 | 9 7 7－6 | 地目：畑 | 面積：2. 2 0 m ² |

理由：① 隣接倉庫利用にあたり回転場が必要なため、通路に転用する。

② 後継者住宅を建設する。

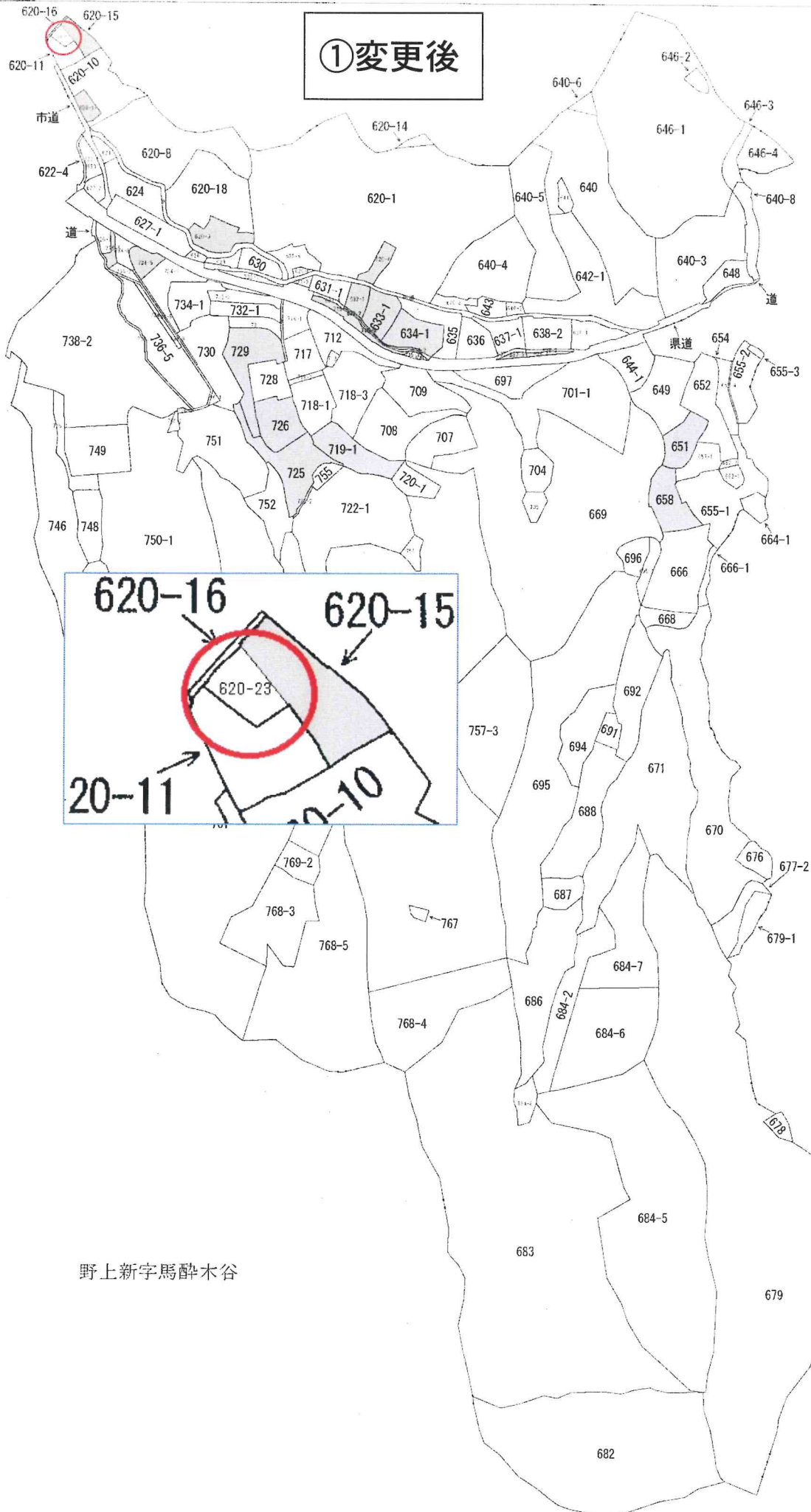
目標地図：別紙参照

①変更前



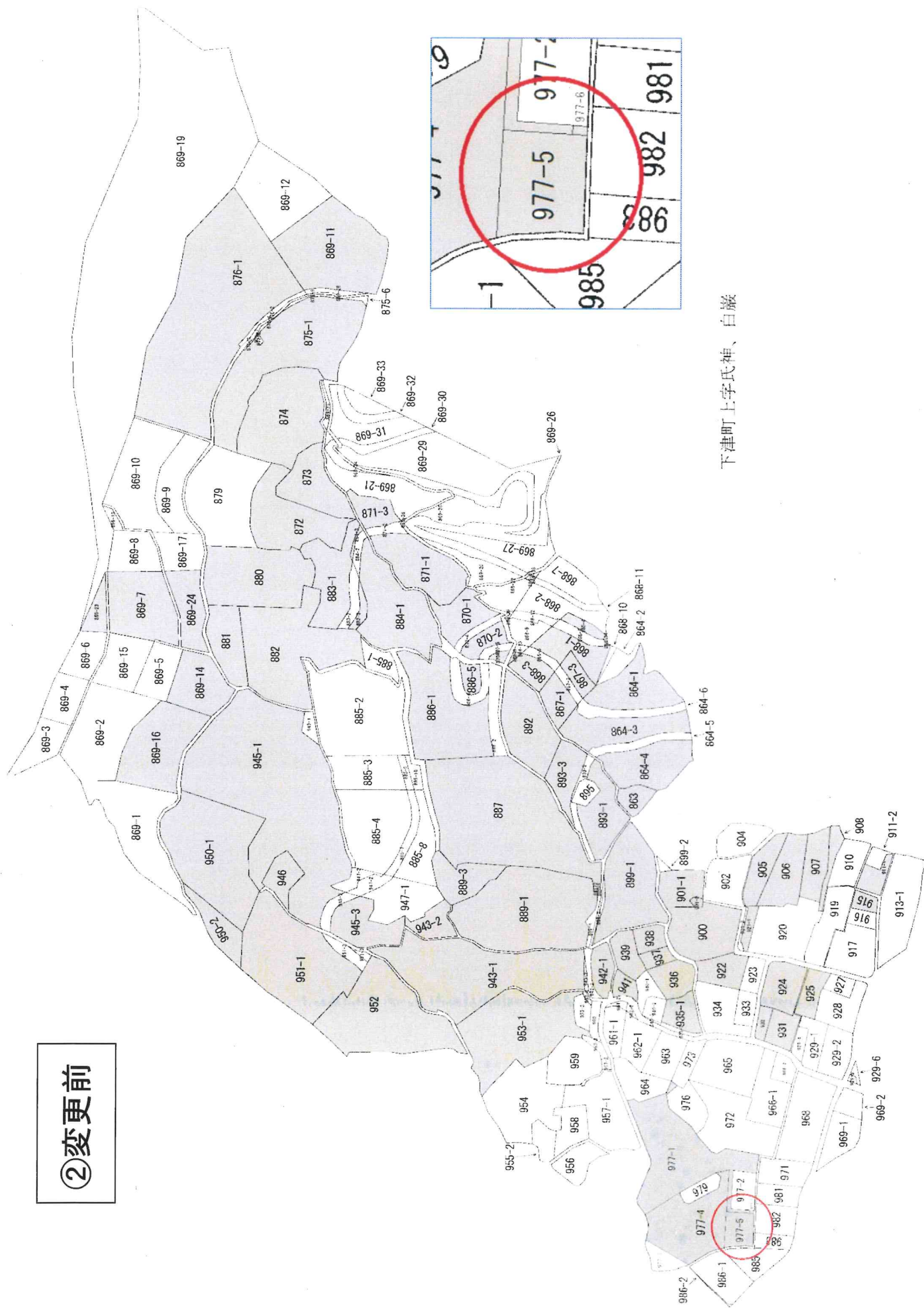
野上新字馬酔木谷

①変更後



野上新字馬酔木谷

②変更前



下津町上字氏神、白巖

